

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定に基づき、下田市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針を下記の通り定める。

令和2年2月25日

下田市農業委員会
会長 鈴木 保則

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標 15 ha

(2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた具体的な取り組み方法

農地の利用状況調査、利用意向調査の実施。

従前より行われている農地パトロールについては利用状況調査の時期に関わらず適宜実施する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標 52 ha

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な取り組み方法

市、農地中間管理機構、農協等との連携を強化し、出し手、受け手の調整を適宜行う。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 3 経営体

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

新規参入者に対する就農支援を市と連携し行う。

農地利用最適化推進委員を中心に新規参入に向けた支援体制作りを行う。

なお、この指針は、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に3年後の目標に即して検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、毎年度作成する「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。